

代行返上/解散計画について

- 本資料は平成25年6月26日に公布された改正厚生年金保険法(公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律)、平成25年11月6日に公表された政省令・告示・通知案および信託協会等を通じたFAQに基づき作成しています。
- 具体的取扱いは今後出状される政省令・告示・通知で確定される予定です。

平成26年1月17日

三菱UFJ信託銀行株式会社
年金コンサルティング部

I. 代行返上/解散計画の概要

1. 法改正の概要	3
2. 代行返上/解散計画の作成要領	4～6
3. 代行返上/解散計画に係るその他の事項	7

II. 所定様式(予測)

1. スケジュール、事業および財産の現状	9
2. 積立ての目標、具体的措置	10
3. 財政の見通し	11

I 代行返上/解散計画の概要

1. 法改正の概要

- ・ 存続厚生年金基金については、平成26年4月(予定)から新財政運営基準が適用される

項目	原則
新財政運営基準	<ul style="list-style-type: none"> ・ 継続基準/非継続基準/(施行日後5年以降は)存続基準 ・ プラスアルファ水準は原則3割以上(平成26年10月2日以降) ・ 平成24年度末で代行割れ基金は、標準報酬総額に対する掛金の総額の比率が原則として平成24年度より下回らないこと
最低責任準備金	<ul style="list-style-type: none"> ・ 代行給付相当額につき、7号、8号(年齢階級別3区分係数)から選択、「期ずれ」なし
モニタリング強化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 業務報告書の項目追加等



- ・ 平成26年4月から5年以内に代行返上/解散する場合は、**代行返上/解散計画を作成し、その計画に基づく財政運営を実施することが可**(上記新財政運営基準は適用しない)

項目	特例措置、経過措置、特別な取扱い
財政運営基準(厚年)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施行後5年間に代行返上/解散する場合: 代行返上/解散計画に基づく運営
最低責任準備金	<ul style="list-style-type: none"> ・ 代行給付相当額につき、みなし7号も選択可 ・ 施行後5年間に代行返上/解散する場合: 8号(一律0.875)、「期ずれ」ありも選択可

2. 代行返上/解散計画の作成要領(1)

- 平成26年4月から5年以内に代行返上/解散を行う基金は「代行返上/解散計画」を任意で提出可(代議員会議決要)
- 計画提出基金は、当該計画に基づく財政運営を実施(通常の財政検証は実施せず)
- 計画提出後、基金方針変更に伴う計画変更・取下げは可(行政より変更を求められる場合もあり)

(注)前倒し適用あり

平成25年3月31日を基準日とする通常の財政計算に基づく掛金(通常平成26年4月1日適用)は、計画を提出すれば手当て不要(計画は、法改正前であっても提出可＝平成26年2月の予算代議員会での議決も可となる予定)

計画作成要領

- 代行返上/解散に向けたスケジュールおよび予定日
- 事業および財産の現状
- 積立目標

財政見直しにおける積立目標は基金が自主的に設定可(ただし、以下①②を全て満たす必要あり)

① 財政見直しにおける積立水準(純資産比)

代行割れでない基金	代行割れ基金(※)
次のいずれかに対する積立水準が低下しないこと ・ 責任準備金 ・ 最低責任準備金 ・ 最低積立基準額	次のいずれかを満たすこと ・ 最低責任準備金に対する積立水準が低下しない ・ 最低責任準備金から純資産額を控除した額が拡大しない

(※) 代行割れ基金とは、計画策定時点(計画提出時に確定している(代議員会で議決済み)決算時点)における純資産額が最低責任準備金(計画上の算定方式に基づく方法で算定した額)を下回っている基金のことを指す

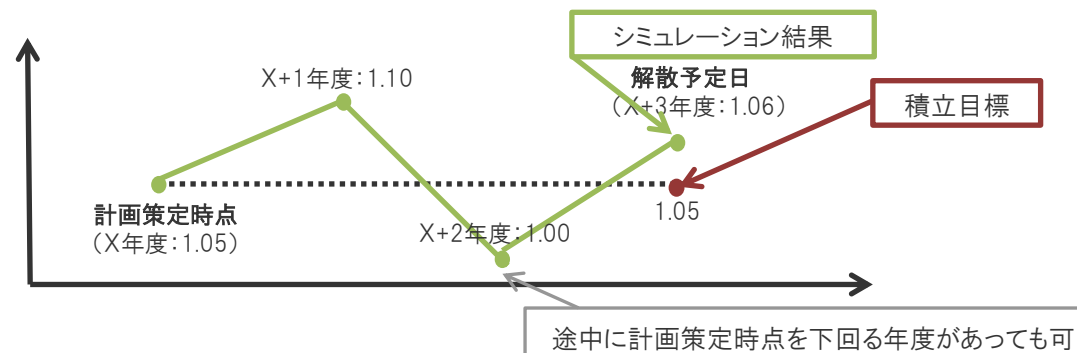
2. 代行返上/解散計画の作成要領(2)

計画作成要領

留意点

- (1) 財政見通しにおける要件(積立水準が低下しない、積立不足額が拡大しない)は、**計画策定時点**(計画提出時に確定している(代議員会で議決済み)決算時点)と**代行返上/解散予定日**との比較で判断し、代行返上/解散予定日における状態が計画策定時点を下回っていないように
- (2) **積立目標**は基金が自主的に設定可であり、代行返上/解散予定日における計画上のシミュレーション結果と乖離可

- 積立目標が計画策定時点の積立水準を下回っていない
- 代行返上/解散予定日のシミュレーション結果が、計画策定時点の積立水準を下回っていない
- 代行返上/解散予定日のシミュレーション結果が、積立目標を下回っていない



- (3) 定例財政再計算に伴う免除保険料率の洗替えは不要だが、標準掛金・計算基礎率の洗替えを計画に反映要
- (4) 財政見通し上の最低責任準備金は、以下の①～⑧のいずれの方式によることも可
(但し、最低責任準備金の算定方式は、計画期間中に亘って統一的使用すること)

代行給付費の 厚年本体 利回りの適用時期 算定方法	7号方式	みなし7号方式	8号方式	
			年齢階級3区分別係数	一律0.875
「期ずれ」あり	①	③	⑤	⑦
「期ずれ」なし	②	④	⑥	⑧

- (5) 計画上は積立目標に限らず、「責任準備金」「最低責任準備金」「最低積立基準額」は記載必須
- (6) 今後予定している前納や将来返上を織り込むことは任意

2. 代行返上/解散計画の作成要領(3)

計画作成要領

② 掛金に関する事項

- ・ 原則として、標準報酬の総額に対する掛金の総額の比率が計画作成前より低下しないこと
 - ※ 人数の増減に伴い比率が下がることもあるが、規約上掛金率・基準給与の定義に変更がなければ要件を満たすとみなされる
 - ※ 掛金総額には事業所脱退に伴う一括拠出は含めない
- ・ 現行掛金で積立目標に到達しない場合は、原則、計画適用日から代行返上/解散予定日までに亘って掛金を引上げ要
 - ※ 段階的掛金引上げは可だが、適用初年度に掛金引上げをしない計画は適切とは判断しない

・ 具体的措置

以下の事項に係る改善措置の内容および実施年月を記載要

① 給付設計に関する事項、 ② 適用に関する事項、 ③ 負担に関する事項、 ④ 業務に関する事項、 ⑤ その他

(注) 上記内容について、原則は代議員会の議決を経たうえで記載するが、基金および設立母体の実情や、具体的措置実施に必要な期間等の考慮から、見込みについて記載することも可

・ 財政見通し作成における利回り等の前提

(1)最低責任準備金の予測に用いる利回り	厚生年金の直近の財政見通しに用いられている予定運用利回りをを用いること					
	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
	2.23%	2.57%	2.91%	3.39%	3.65%	3.85%
	※ 計画提出年度の付利率については、計画作成時において直近判明している利回り実績を反映することは可					
(2)年金資産の予測に用いる予定運用利回り	以下①～③いずれか大きい率を上回らないこと《各年度ごとの丈比べ可》					
	① 基金運用利回りの確定した直近決算過去5事業年度の実績平均利回り ただし、各基金の予定利率を上限とする					
	② 計画作成時の最低積立基準額に使用する割引率					
	③ 厚生年金の直近の財政見通しに用いられている予定運用利回り(上記(1)と同じ)					
	※ 計画提出年度の運用利回りについては、計画作成時において直近判明している利回り実績を反映することは可					
(3)加入員数	過去5事業年度の実績を用いて適切に見込む					

3. 代行返上/解散計画に係るその他の事項

計画提出時の手続き

代行返上/解散の方針議決、代行返上/解散計画の内容議決

- 代議員会の議決要
- 事業主・加入員・労働組合の同意不要

地方厚生局長宛て提出

提出および添付書類(※)

- 代行返上/解散計画所定様式
- 代議員会会議録
- 財政の将来見通し
- 年金数理人の確認および署名押印

(※)本書類は、計画適用日時点までに提出すること

計画提出後の財政運営

- 毎年度、決算基準日時点で再作成した財政見通しにおける代行返上/解散予定日時点の積立水準が積立目標を満たすかを確認(例えば、平成26年3月に計画を提出した場合、初回の乖離状況の確認は平成25年度決算(平成26年3月31日時点)に実施。なお、この場合、現行の財政検証は不要となる)
- 積立目標を下回った場合、可能な限り速やかに追加掛金を適用し、代行返上/解散予定日までに亘って拠出するよう計画の見直しを行う必要あり

行政より計画変更が求められる場合

- 例えば以下のいずれかに該当し、計画上の積立目標の達成が困難と見込まれるに至った場合は、計画変更が求められる
 - ① 計画前提が著しく異なるに至った場合
 - ② その後の状況変化により財政悪化の方向へ乖離した場合
 - ③ 計画に基づく措置を講ずることが困難な状況が生じた場合
 - ④ 設立母体の経営状況に著しい変化が生じた場合

II 所定様式(予測)

- 代行返上/解散計画の所定様式は未だ示されていないが、健全化計画に類似したものとして作成
- 財政見通し以外の様式については、原則として基金様にてご作成いただきます

1. スケジュール、事業および財産の現状

1. スケジュール

- ① 計画適用開始年月日：平成〇年〇月〇日
 ② 代行返上/解散予定日：平成〇年〇月〇日

2. 事業及び財産の現状

事項	項目	現状
① 給付設計に関する事項	(1)給付の型 (2)上乗せ給付の水準 (3)支給調整措置 (4)受給権取得期間(加算部分)	(1)代行型/加算型、(加算部分について)定額制/給与比例制/ポイント制 (2)プラスアルファ水準(%) (3)在職中の支給調整、雇用保険との支給調整 (4)加入期間〇年以上で加算年金を支給
② 適用に関する事項	(1)設立事業所の定め (2)加入員の状況	(1)〇〇県内に所在の〇〇を主たる業とする事業所 (2)平成〇年〇月〇日現在、基本部分男子〇名、女子〇名、加算部分男子〇名、女子〇名
③ 負担に関する事項	(1)基本標準掛金率 (2)基本特別掛金率・償却完了年月 (3)加算標準掛金率 (4)加算特別掛金率・償却完了年月 (5)免除保険料率・代行保険料率 (6)事務費掛金率	(1)〇‰(事業主負担〇‰、加入員負担〇‰) (2)〇‰(事業主負担〇‰、加入員負担〇‰)・平成〇年〇月 (3)〇‰(事業主負担〇‰、加入員負担〇‰) (4)〇‰(事業主負担〇‰、加入員負担〇‰)・平成〇年〇月 (5)〇‰・〇‰ (6)〇‰(事業主負担〇‰、加入員負担〇‰)
④ 業務に関する事項	(1)事務局の体制 (2)業務委託形態 (3)業務経理の状況	(1)常務理事1名、事務長〇名、事務職員〇名、派遣〇名 (2)IA型/IB型/II型 (3)業務経理の収支状況について
⑤ その他	(1)設立母体・業界の状況 (2)編入活動への取組	(1) (2)理事・代議員の親密先を中心に、未加入事業所への編入活動を推進している。

2. 積立ての目標、具体的措置

3. 年金給付等積立金の積立ての目標:

代行返上/解散予定日における〇〇〇〇に対する積立水準をX. XX以上とする。

4. 具体的措置

最低責任準備金 等 積立目標とする債務を記載

事項	項目	具体的措置
① 給付設計に関する事項	(1)給付水準の引下げ (2)選択一時金の停止	(1)平成〇年〇月〇日までに給付水準の引下げを実施する。 引下げの対象は(加入員/受給権者/将来加入員)とし、 引下げの方法としては(支給率見直し/年金給付利率・据置率引下げ/終身部分の 減額 等)を検討する。 (2)平成〇年〇月〇日までに選択一時金(脱退一時金を含む)の停止を実施する。
② 適用に関する事項	(1)設立事業所の範囲	(1)平成〇年〇月〇日までに、現在〇〇県内に限定しているものを、近隣県まで拡大 することを検討する。
③ 負担に関する事項	(1)特別掛金引上げ	(1)平成〇年〇月〇日までに、特別掛金〇%の引上げを実施する。
④ 業務に関する事項	(1)事務局体制	(1)平成〇年〇月〇日までに、現行の〇名から〇名削減し、派遣等に切り替える。 これにより生じた業務経理の剰余金は年金経理に繰り入れる。
⑤ その他		

3. 財政の見通し

5. 措置に伴う財政見通し

〈代行割れでない場合〉

年度	標準報酬 総額 (A)	掛金等 収入 (B)	掛金 比率 (B/A)	運用 収益	給付費等 支出	年度末 純資産 (C)	年度末責任準備金		年度末最低責任準備金		年度末最低積立基準額		運用 利回り (%)
							(D)	割合 (C/D)	(E)	割合 (C/E)	(F)	割合 (C/F)	
平成○年度	百万円	百万円	%	百万円	百万円	百万円	百万円	%	百万円	%	百万円	%	%
平成○年度													
平成○年度													

代行返上/解散予定日まで
(最大 平成30年度)

比率(B/A)が計画前より低下しない
ようにする必要あり

割合(C/D、C/E、C/Fのいずれか)が代行返上/解散予定日にお
いて低下しないようにする必要あり

〈代行割れの場合〉

年度	標準報酬 総額 (A)	掛金等 収入 (B)	掛金 比率 (B/A)	運用 収益	給付費等 支出	年度末 純資産 (C)	年度末責任 準備金 (D)	年度末最低責任準備金		年度末最低 積立基準額 (F)	運用 利回り (%)	
								(E)	割合 (C/E)			不足額 (E-C)
平成○年度	百万円	百万円	%	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	%	%	百万円	%
平成○年度												
平成○年度												

代行返上/解散予定日まで
(最大 平成30年度)

比率(B/A)が計画前より低下しない
ようにする必要あり

割合(C/E)が代行返上/解散予定日において低下しない、または、
積立不足(E-C)が代行返上/解散予定日において拡大しないよう
に必要あり

- 本資料に記載している見解等は本資料作成時における見解等であり、経済環境の変化や相場変動、年金制度や税制等の変更によって予告なしに内容が変更されることがあります。また、記載されている推計計算の結果等につきましては、前提条件の設定方法によりその結果等が異なる場合がありますので、充分ご留意ください。
- 本資料は、当社が公に入手可能な情報に基づき作成したのですが、その内容の正確性・完全性を保証するものではありません。施策の実行にあたっては、実際の会計処理・税務処理等につき、貴社顧問会計士・税理士等にご確認くださいませうようお願い申し上げます。
- 本資料の分析結果・シミュレーション等を利用したことにより生じた損害については、当社は一切責任を負いません。
- 当レポートの著作権は三菱UFJ信託銀行に属し、その目的を問わず無断で引用または複製することを禁じます。

本資料に関するお問い合わせ先

三菱UFJ信託銀行 年金コンサルティング部

03-6250-3028

(受付時間:9:00~17:00(土日・祝日除く))